別表第二かぼちゃの項中「竹富町」の下に「、北大東村」を加え、同表甘しょの項中「甘しょ」を「かんしょ」に改め、「うるま市」の下に「、久米島町」を加え、同表に次のように加える。

ヤイトハタ	伊平屋村
ソデイカ	糸満市

○特定個人情報保護委員会告示第五号

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成二十六年特定個人情報保護委員会告示第六号）の第三―六に基づき、独立行政法人等及び地方公共団体等における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（平成二十七年特定個人情報保護委員会告示第一号）の一部を次のように改正し、平成二十八年一月一日から施行する。

平成二十七年十二月二十五日　　特定個人情報保護委員会委員長　堀部　政男

7を次のように改める。

7　個人情報保護委員会への報告

独立行政法人等及び地方公共団体等は、番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案を把握した場合には、事実関係及び再発防止策等について、速やかに個人情報保護委員会に報告する。ただし、番号法第28条の４の規定に基づき、「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」（平成27年特定個人情報保護委員会規則第５号。以下「規則」という。）第２条に規定する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態（以下「重大事態」という。）に該当する事案については、規則を根拠として個人情報保護委員会に報告することとなる。

また、独立行政法人等及び地方公共団体等は、重大事態に該当する事案又はそのおそれのある事案が発覚した時点で、直ちにその旨を個人情報保護委員会に報告する。

（参考）規則に規定する重大事態

一　次に掲げる特定個人情報が漏えい（不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第２条第４項に規定する不正アクセス行為をいう。）による漏えいその他番号法第19条各号に該当しない特定個人情報の提供を含む。）し、滅失し、又は毀損した事態

イ　情報提供ネットワークシステム及びこれに接続された電子計算機に記録された特定個人情報

ロ　個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために使用する情報システムにおいて管理される特定個人情報

ハ　行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人が個人番号関係事務を処理するために使用する情報システム並びに行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人から個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者が当該個人番号関係事務を処理するために使用する情報システムにおいて管理される特定個人情報

二　次に掲げる特定個人情報に係る本人の数が100人を超える事態

イ　漏えいし、滅失し、又は毀損した特定個人情報

ロ　番号法第９条の規定に反して利用された個人番号を含む特定個人情報

ハ　番号法第19条の規定に反して提供された特定個人情報

三　個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者の保有する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を電磁的方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態となり、かつ、その特定個人情報が閲覧された事態

四　不正の目的をもって、個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者の保有する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を利用し、又は提供した者がいる事態

○特定個人情報保護委員会告示第六号

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成二十六年特定個人情報保護委員会告示第五号）の第三―六に基づき、事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（平成二十七年特定個人情報保護委員会告示第二号）の一部を次のように改正し、平成二十八年一月一日から施行する。

平成二十七年十二月二十五日　　特定個人情報保護委員会委員長　堀部　政男

２－１に見出しとして「特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合に講ずべき措置」を付す。

２－２に見出しとして「本告示に基づく報告」を付し、同２⑴ア中「特定個人情報保護委員会」を「個人情報保護委員会」に、「個人情報保護法第51条」を「個人情報保護法第67条」に改め、同イ及びウ中「特定個人情報保護委員会に」を「個人情報保護委員会に速やかに」に改める。

２⑵を次のように改める。

⑵　個人情報保護委員会への報告を要しない場合

個人情報取扱事業者以外の事業者にあっては、次の全てに当てはまる場合は、個人情報保護委員会への報告を要しない。

①　影響を受ける可能性のある本人全てに連絡した場合（本人への連絡が困難な場合には、本人が容易に知り得る状態に置くことを含む。）

②　外部に漏えいしていないと判断される場合

③　事実関係の調査を了し、再発防止策を決定している場合

④　「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」（平成27年特定個人情報保護委員会規則第５号。以下「規則」という。）第２条に規定する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態（以下「重大事態」という。）に該当しない場合

２⑶を削り、本則に次のように加える。

３．番号法第28条の４に規定する重大事態等に関する報告

⑴　規則に基づく報告

２の番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案のうち、重大事態に該当する事案については、事業者は、番号法第28条の４の規定に基づき、規則の規定に従って個人情報保護委員会に報告する必要がある。

⑵　本告示に基づく報告

事業者は、重大事態に該当する事案又はそのおそれのある事案が発覚した時点で、直ちにその旨を個人情報保護委員会に報告するよう努める。なお、複数の事業者から特定個人情報の取扱いの委託を受けた者において、当該複数の事業者の特定個人情報について重大事態に該当する事案又はそのおそれのある事案が発覚した場合は、当該委託を受けた者から直接個人情報保護委員会に報告することを妨げない。

（参考）規則に規定する重大事態

一　次に掲げる特定個人情報が漏えい（不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第２条第４項に規定する不正アクセス行為をいう。）による漏えいその他番号法第19条各号に該当しない特定個人情報の提供を含む。）し、滅失し、又は毀損した事態

イ　情報提供ネットワークシステム及びこれに接続された電子計算機に記録された特定個人情報

ロ　個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために使用する情報システムにおいて管理される特定個人情報

ハ　行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人が個人番号関係事務を処理するために使用する情報システム並びに行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人から個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者が当該個人番号関係事務を処理するために使用する情報システムにおいて管理される特定個人情報

二　次に掲げる特定個人情報に係る本人の数が100人を超える事態

イ　漏えいし、滅失し、又は毀損した特定個人情報

ロ　番号法第９条の規定に反して利用された個人番号を含む特定個人情報

ハ　番号法第19条の規定に反して提供された特定個人情報